

地区のりあい交通の運行に関する協定書(案)

地区のりあい交通運営委員会(以下「甲」という。)、株式会社(以下「乙」という。)、及び宇治市(以下「丙」という。)は、地区のりあい交通(以下「のりあい交通」という。)の運行について、宇治市のりあい交通事業に関する要領第8条第1項に基づき、次のとおり協定を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

(協定の目的)

第1条 本協定は、甲が運営の主体となつて行う「のりあい交通」に関して、甲、乙及び丙の役割を定め、その責務を履行することにより、地域住民の日常生活を支える、「のりあい交通」の継続的及び発展的な運行を行うとともに、公共交通の利用促進や地域コミュニティの活性化につなげることを目的とする。

(運営委員会の役割)

第2条 甲は、乙が運行する「のりあい交通」を積極的に利用するように、地域住民及び関係者に対し、利用促進に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

2 甲は、運行計画等の提案、地元への調整等を行うものとする。

3 甲は、乙が運行する「のりあい交通」の経常収益が運行計画書に定める運行経費を下回っている場合、丙からの補助金確保や住民等からの協賛金を集めるなどにより、運行の支援に努めるものとする。

(交通事業者の役割)

第3条 乙は、別に定める運行計画書に従つて、「のりあい交通」の運行を行うものとし、関係法令に基づく手続を行い、これらを遵守するとともに、乗客の安全を十分に確保するものとする。

2 「のりあい交通」の運行に伴つて発生する法律的責任は、すべて乙が負うものとする。また、バス停等の施設維持管理及び運行計画変更等に伴い必要となる業務は、乙が行うものとする。

3 乙は、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準について」(平成22年近運自-公示第3号)を満足する任意保険又は共済に加入しなければならない。

4 運行に関して、事故等により運行に支障が生じる事態が発生した場合は、乙は直ちに適切な処置を講じなければならない。

5 運行上の意見及び苦情については、乙が誠意を持って対応し、その内容について甲、丙に報告するものとする。

(宇治市の役割)

第4条 丙は、「のりあい交通」の運行に関し、甲、乙に助言及び指導を行うものとする。

2 丙は甲、乙との協議及び調整並びに「のりあい交通」の運行の円滑化及び安全確保に関して関係機関と協議及び調整を行うものとする。

3 丙は、「のりあい交通」の運行に関し、宇治市のりあい交通に関する要領に基づき甲、乙への支援を行う。

(収支状況の報告及び協議等)

第5条 乙は、毎月収支状況を甲及び丙に報告するものとする。また、甲又は丙の求めがあれば、その都度、報告するものとする。

2 運行の収支については、定期的に甲、乙及び丙で改善のための協議を行うものとする。

(運行の廃止及び運行計画書の変更等)

第6条 甲、乙及び丙は、第7条に定める期間内において「のりあい交通」の運行を廃止する場合又は運行計画書の変更を行う場合は、甲、乙及び丙で協議するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき協議を行うときは、「のりあい交通」の運行を廃止し、又は運賃を改定する場合は6箇月前までに、運行ルート等の変更を行う場合は変更を行う3箇月前までに甲及び丙に申出を行うものとする。ただし、乙に起因するものでないと認められる場合は、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定により運行計画書を変更した場合は、甲及び丙に変更後の計画書を提出するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の協定期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

ただし、事前に甲、乙及び丙から申し出がなければ、本協定は期間満了の翌日から起算して1箇年自動的に継続するものとする。

(協議事項)

第8条 本協定書に定めのない事項又は協定書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 宇治市
地区のりあい交通運営委員会
会 長

乙 宇治市
株式会社
代 表

丙 宇治市宇治琵琶33番地
宇治市長 山本 正

地区のりあい交通の試験運行に関する協定書(案)

地区のりあい交通運営委員会(以下「甲」という。)、株式会社(以下「乙」という。)及び宇治市(以下「丙」という。)は、地区のりあい交通(以下「のりあい交通」という。)の試験運行について、宇治市のりあい交通事業に関する要領第8条第1項に基づき、次のとおり協定を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

(協定の目的)

第1条 本協定は、甲が運営の主体となつて行う「のりあい交通」に関して、甲、乙及び丙の役割を定め、その責務を履行することにより、地域住民の日常生活を支える、「のりあい交通」の実施を検討するために試験運行を行うことを目的とする。

(運営委員会の役割)

第2条 甲は、乙が試験運行する「のりあい交通」を積極的に利用するように、地域住民及び関係者に対し、利用促進に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

2 甲は、運行計画等の提案、地元への調整等を行うものとする。

3 甲は、乙が試験運行する「のりあい交通」の経常収益が試験運行計画書に定める運行経費を下回っている場合、丙からの補助金確保や住民等からの協賛金を集めるなどにより、運行の支援に努めるものとする。

(交通事業者の役割)

第3条 乙は、別に定める試験運行計画書に従つて、「のりあい交通」の試験運行を行うものとし、関係法令に基づく手続を行い、これらを遵守するとともに、乗客の安全を十分に確保するものとする。

2 「のりあい交通」の試験運行に伴つて発生する法律的責任は、すべて乙が負うものとする。また、バス停等の施設維持管理及び運行計画変更等に伴い必要となる業務は、乙が行うものとする。

3 乙は、「一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に関する審査基準について」(平成22年近運自 - 公示第3号)を満足する任意保険又は共済に加入しなければならない。

4 運行に関して、事故等により運行に支障が生じる事態が発生した場合は、乙は直ちに適切な処置を講じなければならない。

5 運行上の意見及び苦情については、乙が誠意を持って対応し、その内容について甲、丙に報告するものとする。

(宇治市の役割)

第4条 丙は、「のりあい交通」の試験運行に関し、甲、乙に助言及び指導を行うものとする。

2 丙は甲、乙との協議及び調整並びに「のりあい交通」の試験運行の円滑化及び安全確保に関して関係機関と協議及び調整を行うものとする。

3 丙は「のりあい交通」の試験運行に関し、宇治市のりあい交通事業に関する要

領に基づき甲、乙への支援を行う。

(収支状況の報告及び協議等)

第5条 乙は、毎月収支状況を甲及び丙に報告するものとする。また、甲又は丙の求めがあれば、その都度、報告するものとする。

2 運行の収支については、定期的に甲、乙及び丙で改善のための協議を行うものとする。

(運行の廃止及び試験運行計画書の変更等)

第6条 甲、乙及び丙は、第7条に定める期間内において「のりあい交通」の試験運行を廃止する場合又は試験運行計画書の変更を行う場合は、甲、乙及び丙で協議するものとする。

2 乙は、前項の規定により試験運行計画書を変更した場合は、甲及び丙に変更後の計画書を提出するものとする。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 年 月 日までとする。

(協議事項)

第8条 本協定書に定めのない事項又は協定書の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

本書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 宇治市
地区のりあい交通運営委員会
会 長

乙 宇治市
株式会社
代 表

丙 宇治市宇治琵琶33番地
宇治市長 山本 正